

八戸貯油施設

対象防衛関係施設の所在地	青森県八戸市	大字河原木字宇兵エ河原ほか
対象防衛関係施設の区域	青森県八戸市	大字市川町字浜及び大字河原木字宇兵エ河原（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	青森県上北郡おいらせ町	一川目及び二川目一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	青森県八戸市	大字市川町字橋向、大字市川町字浜、大字河原木字宇兵エ河原、大字河原木字海岸、江陽四丁目及び豊洲（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	青森県上北郡おいらせ町	一川目、一川目三丁目及び四丁目並びに二川目一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一 北緯四十度三十九分三秒、東経百四十一度二十六分四十秒の点 二 北緯四十度三十八分五十七秒、東経百四十一度二十六分四十九秒の点 三 北緯四十度三十八分五十秒、東経百四十一度二十六分四十三秒の点
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び四に掲げる点と八に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	四 北緯四十度三十一分四十八秒、東経百四十一度三十一分十四秒の点 五 北緯四十度三十一分四十二秒、東経百四十一度三十一分十二秒の点 六 北緯四十度三十一分四十秒、東経百四十一度三十一分五秒の点 七 北緯四十度三十一分四十九秒、東経百四十一度三十分四十秒の点 八 北緯四十度三十一分五十五秒、東経百四十一度三十分三十九秒の点

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

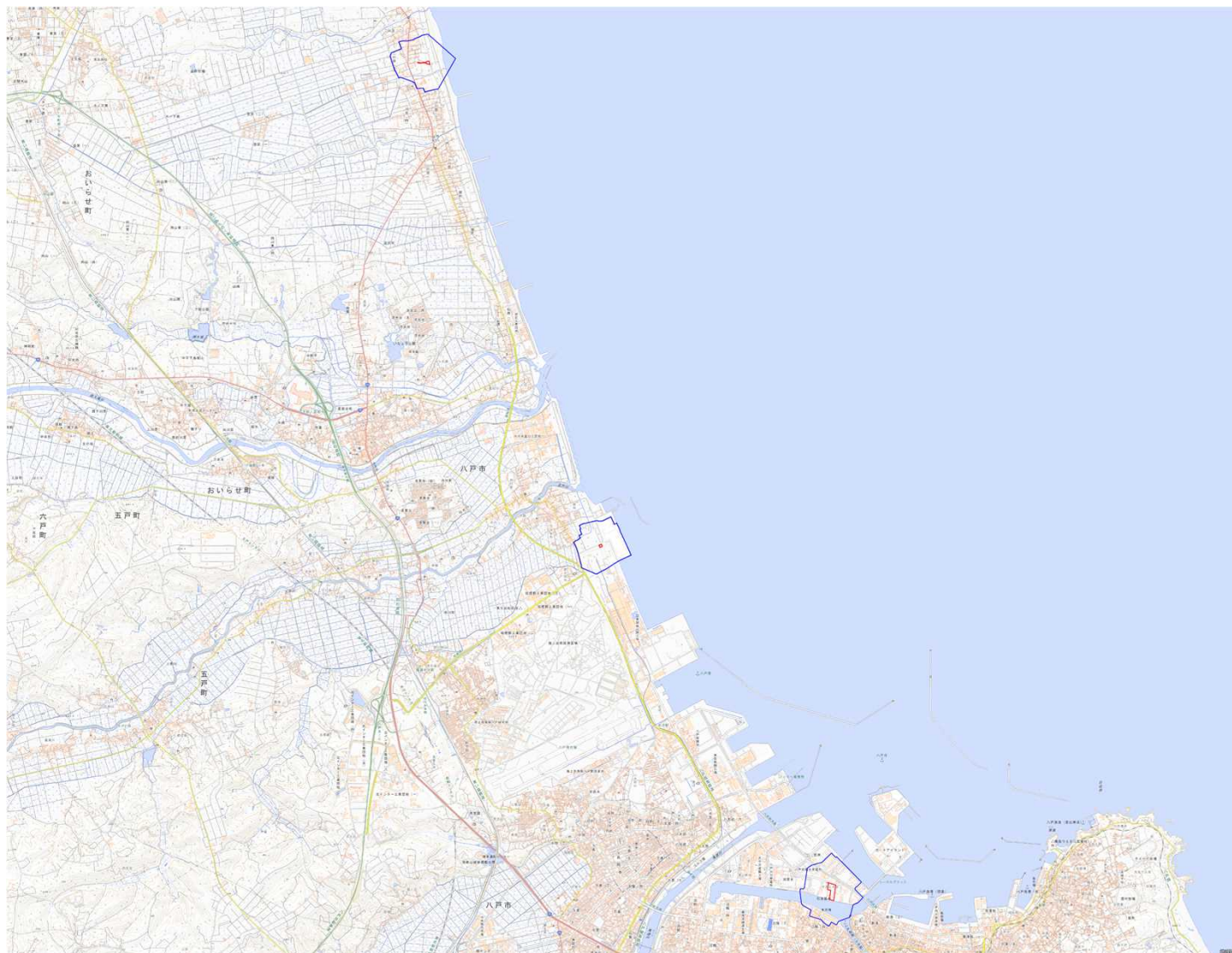
八戸貯油施設周辺地域

国土地理院の地理院地図を利用

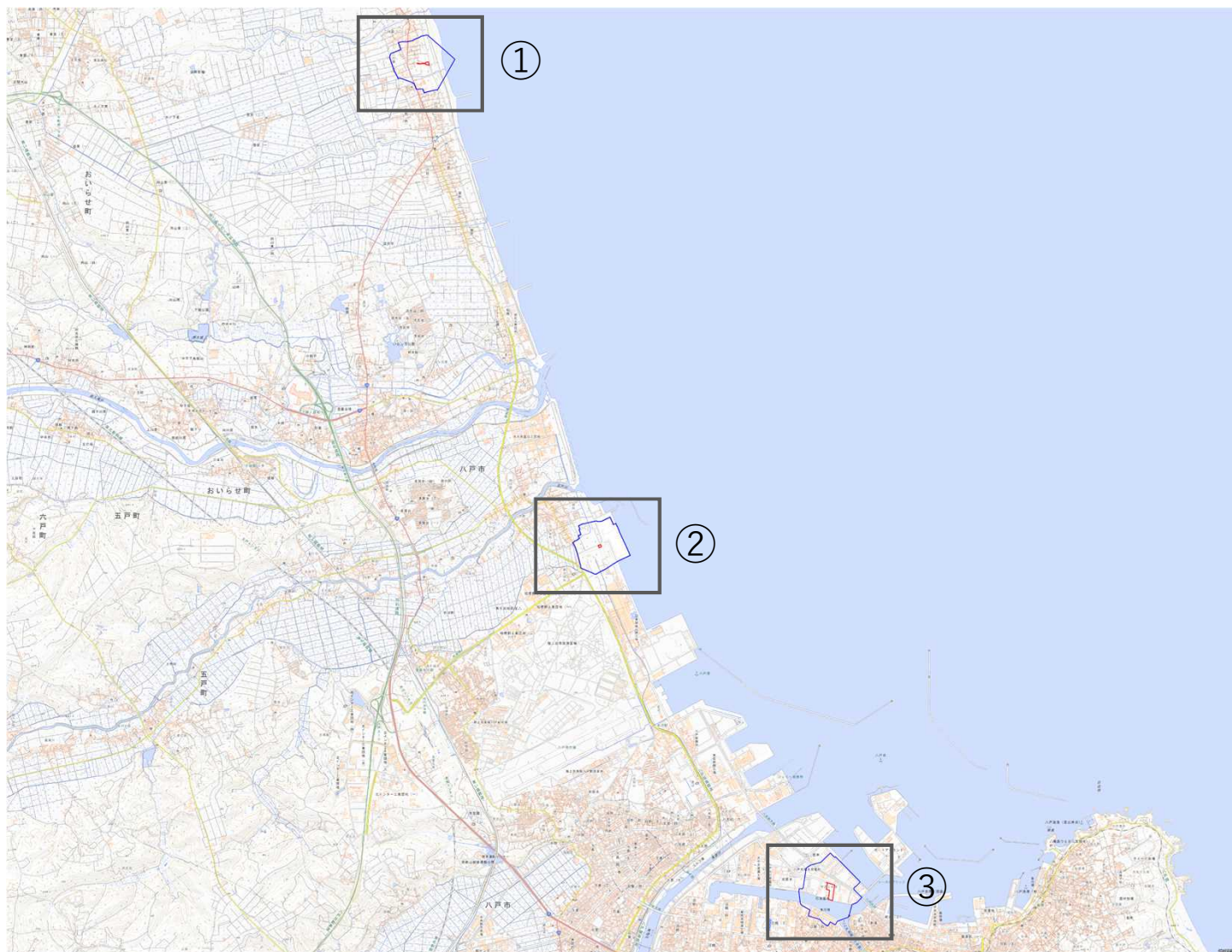
対象施設の区域 

対象施設周辺地域 

この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図としてご利用ください。



八戸貯油施設周辺地域



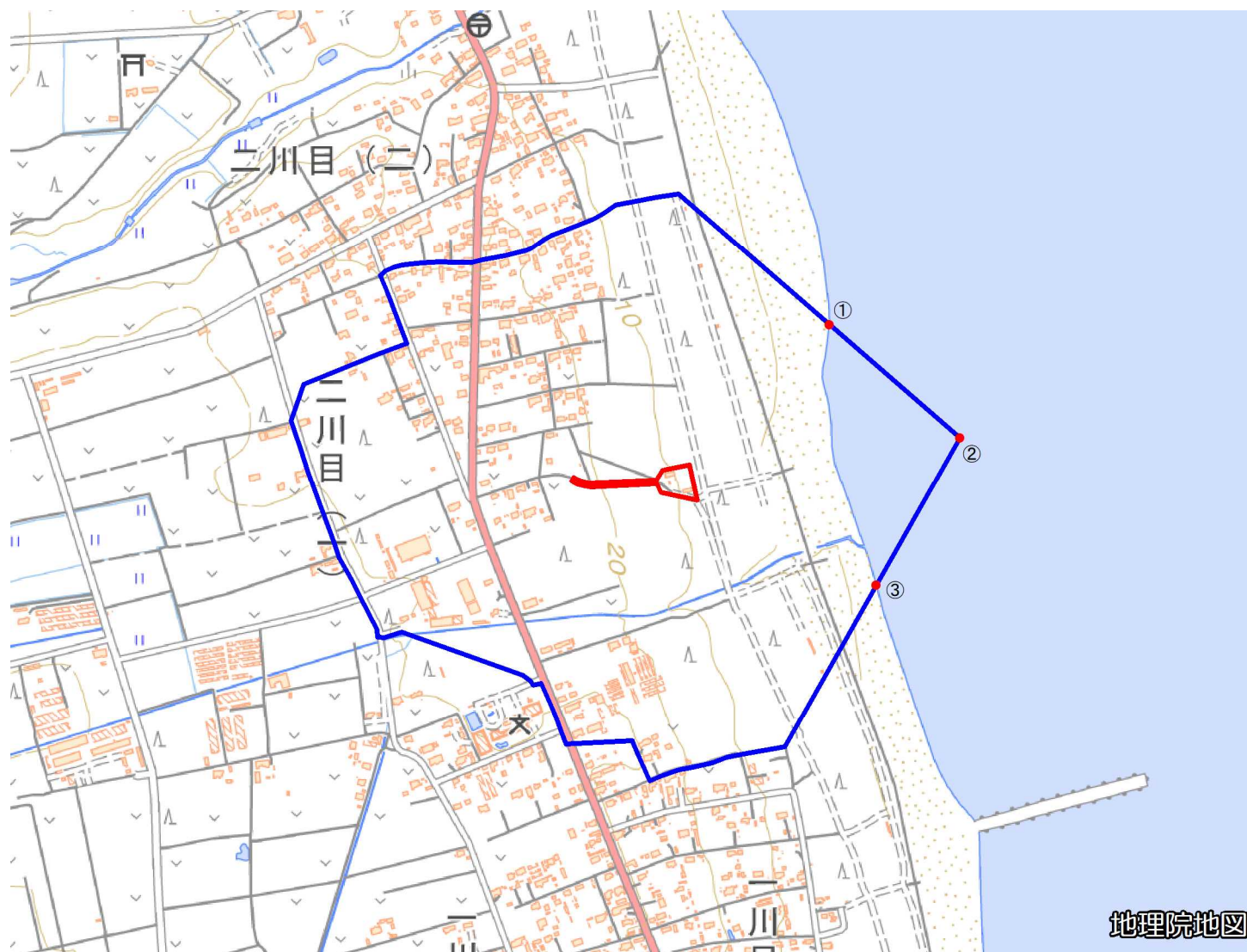
国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域

対象施設周辺地域

この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図としてご利用ください。

八戸貯油施設周辺地域 図①



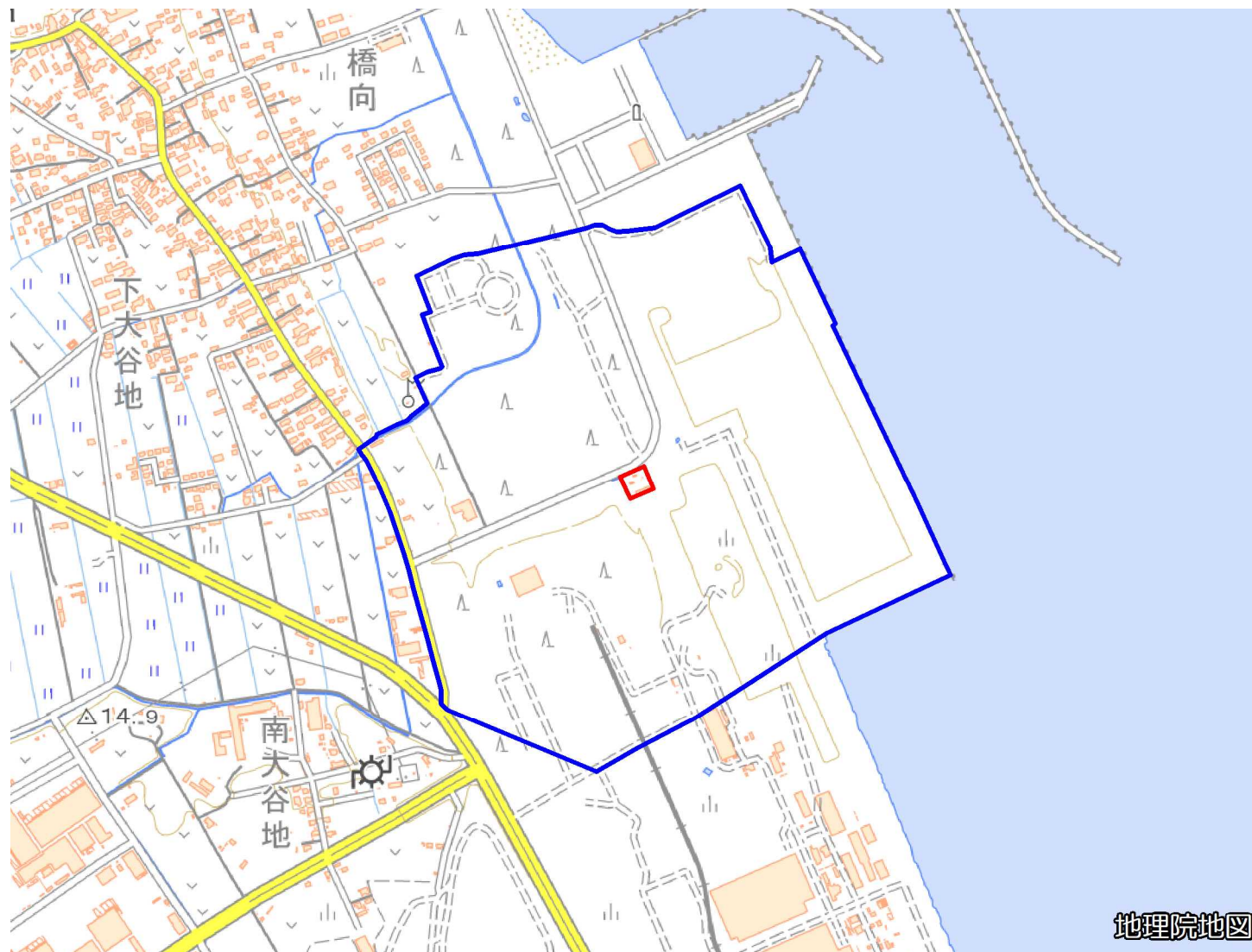
国土地理院の地理院地図を利用

或

この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図としてご利用ください。

地理院地図

八戸貯油施設周辺地域 図②



国土地理院の地理院地図を利用

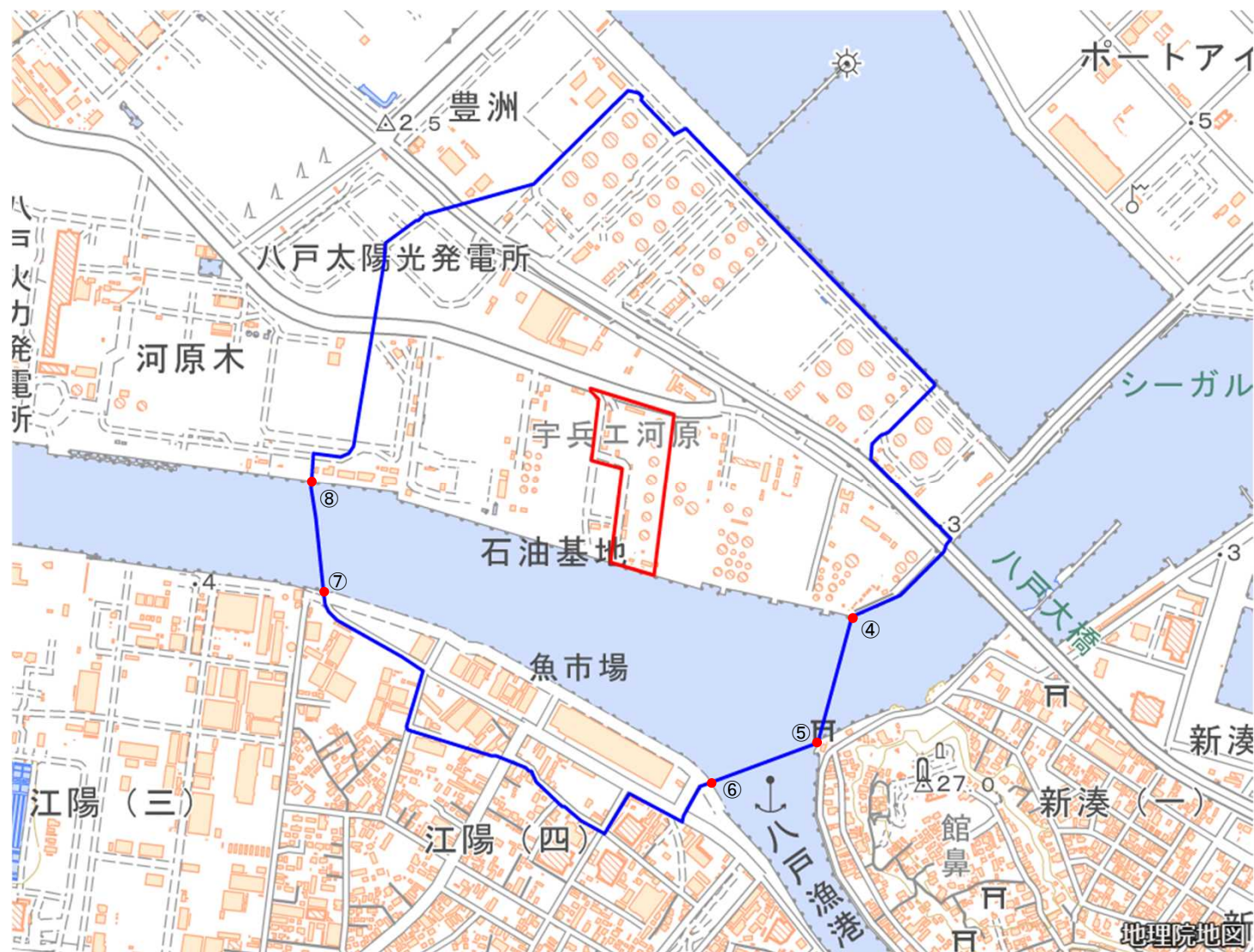
対象施設の区域 

対象施設周辺地域 

この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図としてご利用ください。

地理院地図

八戸貯油施設周辺地域 図③



国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域

対象施設周辺地域

この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図としてご利用ください。